

適合審査手数料

住宅のエコポイント対象住宅判定基準適合審査手数料

(単位 円)

申請方法	住宅の建て方	床面積の合計		依 頼		備 考
		棟単位		一 般	評価書等の活用 (断熱性能審査省略)	
申請	一戸建て住宅	≤ 100	m ²	21,000	10,500	
		A ≤ 200		31,500	12,600	
		200 < A		52,500	21,000	
	共同住宅等	≤ 250		31,500	12,600	
		A ≤ 500		42,000	16,800	
		500 < A $\leq 1,000$		63,000	21,000	
		1,000 < A $\leq 3,000$		178,500	73,500	
		3,000 < A $\leq 5,000$		304,500	126,000	
		5,000 < A $\leq 10,000$		588,000	241,500	
		10,000 < A $\leq 20,000$		882,000	369,600	
		20,000 < A		997,500	409,500	

(消費税を含む金額)

- 評価書等(設計・建設住宅性能評価書(原則 等級4)、長期優良住宅技術的審査適合証、フラット35S(省エネルギー)の適合証明書及びフラット35S(20年金利引下げタイプ、省エネルギー)の適合証明書等)
- 計画変更の手数料は、変更部分の床面積の合計の1/2に乗じた値とする。
- 共同住宅等は、共同住宅、長屋等をいう。
一戸建ての併用住宅については、一戸建て住宅の手数料を適用する。
一棟の一住戸のみの申請は、一戸建て住宅の手数料を適用する。
- 誤記による訂正、又は紛失等による再交付の場合は、一通につき各々3150円とする。

7. 関連情報へのリンク等

- ◎ 国土交通省

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000017.html

- ◎ 住宅事業建築主の判断基準

算定用WEBプログラム <http://ees.ibec.or.jp/>